

台風11号、12号により、 床上浸水などの被害を受けられた方へ

台風11号、12号により、県下で多数の住宅が床上浸水などの被害を受けたことから、被災者の生活再建を図るために、「徳島県生活再建特別支援制度」が創設されました。

床上浸水した世帯における住宅の補修費および生活必需品の購入費が補助対象経費となります。(居住する住宅が全壊、半壊した場合は対象経費や補助金の上限額が異なります)

なお、本制度を活用する際に領収書が必要となりますので、生活必需品などを購入する際には必ず対象者宛の領収書を取得するようしてください。

生活必需品の内容や補助金の額など詳しくは市民安全課までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

市民安全課（市役所4階）

☎ 32・2227 / FAX 32・3522

Mail:bousai@city.komatsushima.tokushima.jp

小松島市ふれあい行政出前講座

＝随時申込受付中＝

市では、市民の皆さんに行政をより一層身近に感じていただき、これからまちづくりに積極的に参加していただくため「小

松島市ふれあい行政出前講座」を実施しています。

この出前講座では、市民の方が行政について知りたいことや疑問に感じることを、地域で行われる集会や団体の会議などに市長や市職員が講師として出向き、市の事業や施策などについてお話をします。お気軽にお申し込みください。ただし、陳情などは除きます。

【申込方法】

開催日の1ヶ月前までに、所定の申込用紙に必要事項を記入のうえ、市秘書人事課までお申込みください。

*申込用紙は市秘書人事課(市役所2階分室)に配布しているほか、市ホーリーページからダウンロードできます。

※市長の公務の都合などにより、「意向に沿えない場合があります。」旨を承ください。

【申込資格】

市内に居住、在勤、または在学する者が10人以上含まれる団体であること。

【注意事項】

- ・市内の公共施設や地区集会場などで開催されること
- ・出前講座の実施場所や公用車の駐車スペースの確保、会場設営などを申込団体が行うこと
- ・出前講座の運営や進行は、申込団体が行うこと

【お問い合わせ・申込先】

市秘書人事課広報広聴担当
(市役所2階分室)

☎ 32・3812 / FAX 32・

1474
Mail:kouhou@city.komatsushima.jp